

NewsLetter

2024 6 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082
東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階
☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427
E-mail info@misaki-jim.com
HP <http://misaki-jim.com>

今月の CONTENTS

1. みさきコラム
2. 改正雇用保険法が成立しました
3. 三崎事務所からのお知らせ No1 **住民税について（重要！）**
4. 2025 年卒大学生の就職意識の動向
5. スタッフコラム（今回は育休休業明けの森田です）
6. 69%が転職は退職のキッカケになる
7. 三崎事務所からのお知らせ No2 昇給などありましたら・・・



みさきコラム

いつもお世話になっております。三崎です。

アツという間に今年もこの時期を迎えてしまいました。社労士的に年間一番の繁忙期、労働保険料の申告と算定基礎届、賞与支払届、高年齢と障害者の報告書、派遣の報告書、と年一の業務が何故か 6 月・7 月に集中しています。毎年この時期になると、何故なんだ？？と思いながらもスタッフ全員で必死に頑張る季節です。

労基法上の 1 日の労働時間は 8 時間となっていますが、全集中して仕事したら 8 時間も持たないな、というのが最近の感想です。まあ 6 時間、あとの 2 時間は作業的仕事を織り交ぜながらでない集中が続きません。あ、もちろん 60 オーバー、ハイスpekではない私の場合です。1 日 10 時間近くも集中して成果出せる人に憧れますが、長い人生で集計すれば、みんな平均的なspecなのではないか・・・と考えて自分を落ち着かせています。頑張って今年も乗り切ります。

最近の推し曲：米津玄師「毎日」まさに私の毎日を代弁してくれています

改正雇用保険法が成立しました

5月10日、改正雇用保険法が成立しました。今回の改正のポイントは以下のようになっています。



1 雇用保険の適用拡大（令和10年10月1日より）

31日以上継続して雇用されることが見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が10時間以上の労働者が雇用保険に加入することとなります。被保険者資格取得手続きを行う機会が大幅に増えるほか、基本手当の受給や離職票の作成にも影響が及ぶため、今後の情報を注意深く確認する必要があります。



2 基本手当の給付制限の見直し（令和7年4月1日より）

令和7年4月1日から、法改正により、要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は給付制限なく基本手当を受給できるようになります。

また通達の改正により、正当な理由のない自己都合退職者への基本手当の給付制限期間が1カ月に短縮されます。ただし、短期で入退社を繰り返すのを防止するため、5年間で3回以上正当な理由のない自己都合退職を行った人の給付制限期間は3カ月とされます。



3 育児休業に関する新給付（令和7年4月1日より）

令和7年4月1日から、育児休業に関する2つの給付が創設されます。

出生後休業支援給付は、子の出生後間もない期間に両親がともに14日以上育児休業を取得した場合、休業開始前の賃金の13%が最大28日分、支給されます。

育児時短就業給付は、2歳未満の子の養育のため所定労働時間を短縮して短時間勤務を行う場合の賃金減額分の一部を補助するもので、短時間勤務を開始する前の賃金の約10%が支給されます。

三崎事務所からのお知らせ No.1

毎年、5月～6月にかけて今年度の住民税をお知らせする住民税額通知書が各会社様に届いているかと思えます。これは前年1/1～12/31までの1年間の収入をもとに決定した住民税額のお知らせになります。

本年度は**定額減税の実施**により、**定額減税の対象者には6月の住民税の控除がありません。**

各自治体からの納税通知書をご確認いただき、7月給与計算において、7月分および8月分以降の住民税額を更新する作業をお忘れなくお願いいたします。

また、**給与計算を弊所にて承っている会社様**におかれましては、通知書が各自治体より揃いましたら弊所までご送付願います。よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたらお気軽に弊所までお問い合わせください。

☎03-3754-6424

2025 年卒大学生の就職意識の動向

株式会社マイナビが、2025 年卒大学生の就職意識調査の結果を発表しました。この調査は、学生の就職意識や就職活動全体の動向を把握することを目的に、1979 年卒より毎年実施されています。調査結果の概要は以下のとおりです。

◆就職観

「楽しく働きたい」が 38.9%（前年同値）で最多でした。増加幅が最も大きかったのは「個人の生活と仕事を両立させたい」で、前年比 1.7 ポイント増の 24.5%でした。プライベートも充実させながら、無理なく働きたいという若者が多いことがわかります。

◆企業志向

大手企業志向が 53.7%で前年比 4.8 ポイント増となり、3 年ぶりに半数を超えました。最も多かった回答は、「自分のやりたい仕事ができるのであれば大手企業がよい」でした（43.9%）。やりたい仕事ができるかどうか、という職種に対する関心の高さがうかがえます。

◆企業選択のポイント

「安定している会社」が 49.9%で 6 年連続最多となりました。「給料が良い会社」も 3 年連続で増加（23.6%）しました。待遇や働く環境への安心感を求める傾向が読み取れます。

◆行きたくない会社

「ルマがきつそうな会社」が 38.9%で最多でした。また、「転勤が多い会社」も 4 年連続で増加し、初めて 3 割を超えました。共働きが増える中で、ライフスタイルの変更を余儀なくされる転勤への抵抗感が高まっています。



【株式会社マイナビ「マイナビ 2025 年卒大学生就職意識調査」】

スタッフコラム

第二子出産育児のためお休みしておりましたが無事に戻ってこることが出来ました
産休開始が水曜だったため月火は有休頂いていたのですがなんと月曜に切迫早産で入院
有休取っていてよかった！いつ退院できるかな～と呑気に病院で過ごしていましたがいよいよ産まれそ
うになって NICU ある病院に転院のため救急車に初めて乗りました・・・

2 時間ほどで出産したのですが陣痛 MAX で出したい！！！！とっていた時に
NICU の先生来ていないからいきまないで！！！！と助産師さんに無茶ぶりされ
たのは今となっては笑い話です

早産児にも関わらず 2500g とビックサイズで産まれてきた息子も 1 歳 5 か月元気に動き回っていま
す！！



（森田）

69%が「転職は退職のキッカケになる」！？

エン・ジャパン株式会社が運営する社員・バイト求人サイト『エンゲージ』上で、ユーザーを対象に「転職」についてアンケートを実施し、1,039名から回答を得た結果が下記のとおり公表されました。

◆69%が「転職は退職のキッカケになる」と回答。**年代が低いほど、転職への抵抗感が大きくなる傾向に**
「もしあなたに転職の辞令が出た場合、退職を考えるキッカケになりますか？」と問うと、69%が「なる」（なる：44%、ややなる：25%）と回答しました。年代別で見ると、20代78%、30代75%、40代以上の64%が「なる」「ややなる」と回答しており、年代が低いほど転職への抵抗感が大きいことが分かりました。また男女別では、男性62%、女性75%が「なる」「ややなる」と回答し、**女性のほうが抵抗感が大きい結果になりました。**

◆転職の辞令を受けたことがある人のうち、**3割が転職を理由とした退職を経験**
転職の辞令を受けたことがある人に「転職を理由に退職したことがありますか？」と問うと、31%が「退職したことがある」と回答しました。



◆半数が転職を承諾意向。承諾条件のトップは「家賃補助や手当が出る」。**転職を拒否する理由、トップは「配偶者の転居が難しい」**

「もしあなたに転職の辞令が出た場合、どう対処しますか？」と問うと、50%が「承諾する」（「承諾する」8%、「条件付きで承諾する」42%）と回答しました。「条件付きで承諾する」と回答した人に承諾条件を問うと、トップは「家賃補助や手当が出る」（72%）でした。「条件に関係なく拒否する」と回答した人に理由を問うと、トップは「配偶者の転居が難しいから」（40%）でした。

【エン・ジャパン『エンゲージ』ユーザーアンケート～「転職」に関する意識調査（2024）】より

三崎事務所からのお知らせ No.2

昇給など給与が変わった場合は、弊所までお知らせください

給与改定の時期は会社様によって異なるかと思いますが、4月改定の会社様は多いことと思います。もし、4月に給与見直しがあり、金額に変更があった場合、変更額によって社会保険料の変更手続き（随時改定手続き）が発生する可能性がありますので、必ず弊所までご連絡お願いいたします。昇給・降給どちらの場合でも、手続きの可能性がありますので、ご連絡ください。定期昇給以外でも、年の途中で個別的に給与が変わった方がいた場合も同様に、お知らせください。

【随時改定手続きとは】昇給や降給などにより、報酬額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と社会保険料額に隔たりがないよう、「月額変更届」という届出を出すことで、乖離を無くす手続きを行うことになっています。（健保法 第43条、厚年法第23条）こちらのお知らせに関しまして、ご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せください ☎03-3754-6424